

令和6年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和6年6月17日（月曜日）

議事日程第1号

令和6年6月17日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第44号から同第48号まで
- 日程第7 議案第49号及び同第50号
- 日程第8 議案第51号から同第54号まで
- 日程第9 議案第55号から同第57号まで及び同第59号
- 日程第10 議案第58号
- 日程第11 請願第2号から同第4号まで

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第44号から同第48号まで
- 日程第7 議案第49号及び同第50号
- 日程第8 議案第51号から同第54号まで
- 日程第9 議案第55号から同第57号まで及び同第59号
- 日程第10 議案第58号
- 日程第11 請願第2号から同第4号まで

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	大嶋	利幸君	市民部長	渡辺	忍君
産業部長	五十嵐	博文君	総務課長	嶋田	猛君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	猪又	悦朗君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	仲谷	充史君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	木島	美和子君
福祉事務所長	山岸	千奈美君	健康増進課長	林	壮一君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	星野	剛正君
建設課長	長崎	英昭君	都市政策課長	内山	俊洋君
会計管理者	山田	康弘君	ガス水道局長	山口	和美君
会計課長兼務	竹田	健一君	教育長	靄本	修一君
消防長	山本	喜八郎君	教育委員会こども課長	室橋	淳次君
教育次長	古川	勝哉君	教育委員会生涯学習課長	磯貝	恭子君
教育委員会こども教育課長	嵐口	守君	中央公民館長兼務		
教育委員会文化振興課長			市民図書館長兼務		
歴史民俗資料館長兼務					
長者ヶ原考古館長兼務			監査委員事務局長	陶山	智君
市民会館長兼務					

〈事務局出席職員〉

局長	磯貝	直君	次長	伊藤	伸一君
----	----	----	----	----	-----

係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和6年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、渡辺栄一議員、16番、近藤新二議員を指名いたします。

日程第2．表彰状の伝達

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、表彰状の伝達を行います。

在職20年以上の議員として、中村 実議員、田原 実議員、在職15年以上の議員として、田中立一議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

なお、在職20年以上の議員として、同表彰に該当する保坂 悟議員は、表彰を辞退されておりますので、お知らせいたします。

それでは、事務局がお名前を申し上げますので、順次ご登壇をお願いいたします。

○議会事務局長（磯貝 直君）

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

15番、中村 実議員。

〔15番 中村 実君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 糸魚川市 中村 実殿。

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和6年5月22日 全国市議会議長会会長 坊 恭寿。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 中村 実殿。

あなたは、市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

令和6年4月23日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 八田一以。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（磯貝 直君）

次に、18番、田原 実議員。

〔18番 田原 実君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 糸魚川市 田原 実殿。

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和6年5月22日 全国市議会議長会会長 坊 恭寿、代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 田原 実殿。

あなたは、市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

令和6年4月23日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 八田一以、代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（磯貝 直君）

次に、12番、田中立一議員。

〔12番 田中立一君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 糸魚川市 田中立一殿。

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあります

ので、第100回定期総会に当たり、今回表彰規程によって表彰いたします。

令和6年5月22日 全国市議会議長会会長 坊 恭寿、代読であります。

〔拍手〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 田中立一殿。

あなたは、市議会議員として在職15年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

令和6年4月23日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 八田一以、代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（松尾徹郎君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

### 日程第3．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る6月10日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

議会運営委員会委員長報告をこれから始めます。

5月15日及び6月10日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

本日招集されました第2回市議会定例会に提出された議案は、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認が5件、条例の制定及び一部改正が5件、令和6年度の補正予算が2件、その他が4件の合計16件のほか、諮問案件が1件であります。

このうち、議案第44号から同第48号までの専決処分の承認につきましては本定例会初日に、また、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問1件につきましては定例会最終日に、いずれも委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで、委員会の一致を見ております。

次に、表彰状の伝達につきましては、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会からの表彰に係

る表彰状の伝達についてを本日の日程事項とすることとしております。

次に、定例会の会期につきましては、6月17日から7月4日までの18日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、期日までに申入れがあった方は13人であり、これを初日5人、2日目5人、3日目3人で行うこととしております。

これによりまして、一般質問の4日目、6月26日は休会といたしました。

次に、請願の取扱いについて申し上げます。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、請願第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める請願、請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願の3件が受理されております。

請願第2号は総務文教常任委員会へ、請願第3号は建設産業常任委員会へ、請願第4号は市民厚生常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会の各常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議会運営についてであります。議会運営については、5月15日と6月10日の両日にハラスメント防止対策についてほかを協議しております。

最初に、5月15日の内容について報告いたします。

4月24日に市長から議長にありました、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の確実な遵守に係る要請と、要請書受理後の市長らと正副議長と議会運営委員会正副委員長の懇談の内容について協議し、委員からは、以下のようなご意見がありました。

- 1、議員と関わりのある職員に限ってアンケートを取ってほしいというの理解できる。
- 2、会議規則や議会基本条例の理解を深める必要があり、そのためには第三者の講師による研修会も有効である。
- 3、パワーハラスメント防止には、アンガーマネジメントが重要なので、アンガーマネジメントに関する研修会も開催してほしい。
- 4、過度な資料請求を職員がハラスメントと感じているとのことだが、尺度が不明確な部分がある。

続いて、ハラスメント防止行動指針についての協議では、委員から、昨年度に議会運営委員会で市外調査を行った三重県四日市市議会が作成したA4判片面1枚にまとめられた行動指針のようなものがよいという意見がございました。

この作成については、6月から9月にかけて検討を行い、できれば9月の定例会でまとめるということで意見の一致を見ております。

ハラスメントアンケートの実施につきましては、今年度中に、もう一回実施するのがよいという意見がございました。

ハラスメント防止条例にある相談体制については、本定例会中にまとめるということで意見の一致を見ております。

糸魚川市議会政治倫理規則を、規則から条例にすることについては、昨年度のハラスメント防止条例を検討する過程で、議会運営委員会の委員や委員外議員からのご意見がありました。これについては、議会運営委員会の委員から成るワーキンググループが検討用の文案を作成し、今年度中に規則を条例にすることを目指すことになりました。

次に、6月10日に行われた議会運営委員会では、市長からの糸魚川市議会ハラスメント防止条例の確実な遵守についての要請があったことを受けて、5月30日に正副議長、議会運営委員会正副委員長、前副議長、議会運営委員会前委員長の6人による懇談が行われました。その経緯と内容について報告いたしました。

その懇談での主な内容は、本会議と委員会でハラスメントを防止するためには、議長や委員長が議事整理権をしっかりと行使し、同席した議員や委員、議長、副議長からの適切な指摘があることが重要であるということです。

この後、休憩中に傍聴議員からハラスメント防止についての多くのご意見をいただき、それを踏まえて委員から次のようなご意見がございました。

- 1、議長と委員長は、議事整理権をしっかりと行使すること。
- 2、本会議や委員会に同席した議員、あるいは委員の指摘が重要であること。
- 3、会議規則や議会基本条例を各議員が熟知し、ハラスメント行為があった場合、すぐに指摘できるように研修を深めていくこと。
- 4、資料請求については、議長に資料請求の理由と内容を書面で提出するというルールを徹底すること。
- 5、ハラスメントについての共通認識を持つために、研修会も必要であること。
- 6、委員長の議事整理権の乱用を防ぐためには、会議規則や議会基本条例の熟知のための研修が必要であること。
- 7、相談体制の構築と、ハラスメント防止の行動指針の制定が急務であること。
- 8、ハラスメント防止条例は、議員の自由闊達な議論を阻害するものであってはならないこと。
- 9、本会議や委員会を見ている人から、ハラスメントではないかと思われぬように、議員は意識を持って行動することが大事であること。

以上が、ハラスメント防止についての意見であります。

続きまして、糸魚川市議会緊急時等行動指針（仮称）の作成については、改選前の市議会で議会BCPとして検討されていたものですが、令和6年能登半島地震の発災を受けて、その必要性を強く感じたという意見があり、上越市議会の大規模災害時の議員活動指針を参考にして、十分な議論を経て、9月の議会での制定を目指すこととなりました。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはございません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、ちょっと前もって気づけばよかったんでしょうけど、今ほどの委員長報告を聞いてて気になったんですけど、いわゆる請願の、何ていうか審査する先ですよ、所管のほうへ行くんですけど、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願、これ市民厚生常任委員会に行きますよね。だけど、この議案のほうでは、マイナンバーカードに健康保険証をつけていくという条例案が、総務文教常任委員会に提出されましたよね。これさ、この2つは非常に関係性が高いんで、こっちの請願の付託先は、総務文教常任委員会にしたほうが話がすっきりいくんじゃないでしょうかと思うんですけどね。これは、議長、行政に対して、このまんま2つを離してやるのか、それとも両委員会それぞれ話をさせるのかね、議案の提出権は市長にありますんで、それでよければ別にいいんですけど、この請願の内容が、非常に条例制定のほうに重くかかってくるんじゃないかなと思うんで、自分とすれば、これは一括で総務文教常任委員会か、一括で市民厚生常任委員会かにすべきじゃないかなと思うんですけど、前もって言えば本当によかったんですよ。付託先がちょっとおかしいと、初日で言うのは私も初めてでございますけど、多分そのほうがすっきりすると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時20分 休憩〉

〈午前10時21分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま古畑議員より指摘がございました。これにつきましては、議会運営委員会では今のようなど意見はなかったわけですが、もし、本日終了後、議会運営委員会のほうで、委員長含めて、いやこれについてちょっと検討する価値があるということであるならば、一般質問の前に、あるいは途中になるか、時間をつくって、あれば、協議をしたいと思います。よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでもよろしいかと思えます。請願の付託先につきましては、議会の権能ですので、今まで便宜上といったら失礼ですけども、所管ごとにこの請願というものを付託してきておったんですけど、この2つの議案と請願は、非常に密接性が高いんで、一考いただければよろしいかと思えます。

それから、ハラスメント防止についてなんですけど、今日も新潟日報紙のほうに大きく取り上げられてましたけど、ハラスメント防止条例に反対するものではないけど、ハラスメント防止条例をつくるときに何回も言ってるけど、運用規程と、どこまでが、どっからがハラスメントで、ハラスメ



ントって一括に絞っては駄目なんで、レベル、例えば4、3、2、1でもいい。でもハラスメントに当たらない、ハラスメントとは言えないが、確かに何というか、そういう精神的な圧迫感が生じると。3番は、ハラスメントに当たるんで、直ちに改正を求めると、促すと。それからレベル4になると、これは明らかに犯罪ですと。ハラスメントという犯罪になりますよという。軽いから重たいのまで一緒くたになって論議してるでしょう。だから分かりにくいし、ハラスメントを指摘された議員さんにしてきたって、何でこれがハラスメントになるのとなりますよね。だから、その基準をやっぱりしっかり明確にしない限り、ハラスメントだと言われた議員は、言われた職員も、皆さん納得しません。

そこで、どうしたって運用規程を明確にする必要があります。立場が同じ議員が、議員を裁くわけですから、そこら辺を、何ていいたいしょうかね、三角規程というのは変ですけどね、ある程度の規定の、決めない限り、多分、議員は言われても従わないと思いますよ。

議会条例においては不穏当発言というのがいろいろあって、発言訂正や修正、それから差別、暴力的、高圧的、そういうものは全部駄目になってます。これは指示を出して、従わない場合は、その議員に対していろいろな処分、一番重たいのは、議員辞職勧告案です。そういうふうになんと決まりがあるんだよね。これに従わない場合はこれ、これに従わない場合はこれって、上に上がっていきます。

ただ、このハラスメント防止条例は、何回も言ってきましたけど、ハラスメント防止宣言だろうって。何ら処罰規定も何にもないんですよ。あわせて、そのときの政治倫理審査委員会あたりが内容を定めるんでしょう。決めるべき物差しが決めてないわけですよ。そのとき出席する、その委員の尺度によって変わる。甘い方もいらっしやれば、厳しい方もいる。すると、野球におけるストライク、ボールの判定じゃないけどさ、もう明らかにストライクなのにボールと言われたというようなもので、後々、問題が生じると思うんですよ。今後やるときには、そこをやっぱり徹底してやるべきだと思いますし、この間の議会運営委員会の中では、委員外議員として、それをやってくださいとお願いしたわけなんですけど、今の報告の中にそれが入ってませんね。その辺はどうなるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

今、古畑議員からご指摘があった、先日、6月10日の議会運営委員会で、古畑議員が発言したのに私の報告にないのはどうしてかということですが、休憩中にいろんなご意見をいただきまして、それを受けて、議会運営委員会の委員で話し合いました。その結果についての報告が、先ほどの私の報告であります。

それから、古畑議員が6月10日にもご指摘されましたけども、いわゆるどういうふうに判断するのか。それは当日の話合いの中でも、議員相互の十分な研修によって共通の理解を得ることが大事であるし、現状でも、糸魚川市議会の政治倫理規則の中に、いわゆる罰則的な項目があります。政治倫理審査委員会を開いて、複数の議員によって審査して、その問題行動があった議員に対して、一定の処罰をする、そういったものがございます。

それから、今年の3月に制定させていただいたハラスメント防止条例の中にも、議員名を公開するというようなことが出ています。

自分の名前をさらされても、全然痛くもかゆくもない、そういった人もいるかもしれませんが、ハラスメントをした人の公表というのは、一定のペナルティにはなるという意見が、議会運営委員会では、これまでも出ているところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

だからハラスメント防止宣言にすればいいんじゃないですか。ハラスメント防止条例までうたつてですよ、条例に違反する人間に対しては名前の公開、いわゆる昔でいうさらし首ですよ。それしかないんですか。

やっぱりハラスメントを防止していこうという考え方から立てば、ある程度の基準を明確にして、これはレベル3ですね、あなた危ないですよとかって、やっぱり直ちに直すように。ただ謝っただけでは済みませんね、これはやっぱり損害賠償なり、陳謝の、何ていいますか、そういう法的な何かそういう解決策が必要ですよ。やっぱり一番重たいレベル4だとか、これは犯罪ですよ。ハラスメントの訴えがあったけど、これはハラスメントじゃないんじゃないかという、そういう判断だつて必要なんですよ。

この間の市長からの委員会中の発言に対して、これハラスメントでしょって、そんなことで、発言封鎖になるんじゃないですかって、完全にすり替えでしょとやったとき、やっぱり議長も、そのときの総務文教常任委員会の東野委員長も、これはハラスメントと言えない、通常の論議のうちでしょうと。やっぱりそういう端的な判断がやっぱり必要なんです。そうじゃないと、委員会活動の中が、発言ができなくなってくる。やっぱりそういったことも加味してやる。研修は研修で大事ですけど、そういう処分に対する、どこまでハラスメント、ハラスメントの段階的な判断の仕方、それに伴ういろんな罰則規定みたいなものを真剣に考えるべきじゃないか。そういうことの研修なら、大いにやってほしい。心得みたいな研修を何回やったって変わりません。大分変わってきたのかな。というのは全国的にそういうハラスメントはやめましょうという世論になってる。議会、議員に対しては、ちゃんと抑止力になるようなちゃんとした規定が必要だと私は思います。

したがって、今後、議会運営委員会の中で、これをやっぱり新潟県では初であって、全国的にも注目されている条例でもございますので、その辺を十分理解して、加味して、今後はやっぱり、より充実したハラスメント防止条例にさせていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月4日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月4日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

#### 日程第4．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和6年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正や補正予算など16件の議案について、ご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に2点について、ご報告申し上げます。

初めに、台湾ジオパークネットワークとの協定締結について、ご報告申し上げます。

6月15日に糸魚川ジオパーク協議会と台湾ジオパークネットワーク、金沢大学環日本海域環境研究センターによるフレンドシップ協定を締結いたしました。協定には、環境教育や防災、人材育成のほか、国際交流の推進なども盛り込まれており、台湾とのさらなる連携促進により、観光客誘致につなげてまいりたいと考えております。

2点目に、本年度の公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました行政報告参考資料をご覧ください。

まず、令和6年度予算の市営事業につきましては、30件で概算14億4,000万円の内示がありました。

県営事業につきましては、42件で概算35億3,000万円、国の直轄事業は、10件で概算40億9,000万円、その他事業が、1件1,000万円となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助対象事業費は変更となる場合がありますので、ご了承願います。

以上、2点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

これで、行政報告は終わりました。

#### 日程第5．所管事項調査

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の5月10日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、（仮称）駅北子育て支援複合施設について、空き家活用事業についての2つです。

まず、（仮称）駅北子育て支援複合施設については、担当から、今後のスケジュール、これまでの資料修正、追加点、選定委員会の設置などについての説明があった後、質疑に入り、委員より、多額の建設費を使って子育て支援施設を造る必要があるのかが問われている。建てる以上は、それが30年、40年はそこで使える建物である。あるいは中をどういうふうに変更しても対応できるものであるといった、長期間使用できるものと明言してほしい。軟な建物を造って、20年後に大改修を行うようなことはあってはならないと考えるが、いかがかとの質疑に対し、担当より、今、子供が多く使う施設に整備をしておくことで、仮に将来、違う使い方をする場合に、例えばオフィスなどの施設から集会所などへの変更というのは非常に難しいが、人が集まる施設から変更する場合はハードルが下がる。津波の一時的な避難場所として使用する可能性も踏まえた設計、建設を意識したいと答弁がありました。

委員より、1階部分ににぎわいや交流が生まれる施設も設置してほしい。運営時間も見直し、午後8時頃まで開館するくらいでないと人は来ないし、にぎわいは生まれないと思うが、いかがかとの質疑に対し、米田市長よりDBO方式で行うので、要求水準書に沿った提案をいただきたいと思っている。市が、ある程度方向性を決めていくというのは、DBO方式にそぐわないと思っていると答弁がありました。

委員より、選定委員会の時間的なスケジュールが心配である。選定委員に選ばれた方が、趣旨を理解して適切な評価をするには、もう少し時間が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、6月定例会での審査後、選定委員の選定についても早めに取りかかり、選定委員の皆さんによく理解し

ていただけるように努めていきたいと答弁がありました。委員より、スケジュール的にゆとりを持って、選定委員が十分に協議できるように運営していただきたいとの意見がありました。

委員より、旧東北電力ビルの解体と一緒に、市が取得した近くのビルも全部解体すればどうか。同じ業者が行えば、割安になるのではないかと。撤去後に駐車場を検討しているのであれば、計画自体も見直す必要があるのではないかと。質疑に対し、米田市長より、隣接しているので、取壊しを検討したほうがよいのかもしれない。近隣の方に何度も迷惑をかけないような方向で進めたい。指摘いただいた点についても、積極的に考えていきたいと答弁がありました。

委員より、子育て支援施設は不要ではないかという意見を持つ市民がまだ多いということは、それをよい方向に変えていくために地道な努力が必要なのではないか。地元から要望のあった津波避難ビルとしての計画も、今のプランをこのように直しますというような説明の場がDBOの前に必要なのではないかと。質疑に対し、米田市長より、住民説明は、段階を経て進めていくものと考えている。事によっては、先に市民に情報提供する場合もあるかもしれないが、基本的に議会が最優先だと考えている。議会に示しながら、市民理解を得ていくような形で取り組んでいきたいと答弁がありました。

委員より、要求水準書の市が実施するモニタリングに関する部分について、運営事業者のセルフモニタリングで上がってきた評価を市が監査するというになると、どうしても運営側から上がってくる声と上がってこない声が出てくるので、第三者的な別のルートからの声も拾える形でモニタリングを行わないと正当な評価が得られないと考えるが、いかがかと。質疑に対し、担当より、定期的なモニタリングのほか、随時、抜き打ち的なモニタリングも実施できるような形で考えている。業者が適切に有効な運営を実施できているかという部分は、しっかり確認していくと答弁がありました。

次に、空き家活用事業についての所管事項調査では、委員より、拠点整備構想を持つべきではないか。コンパクトシティを推進する手もあるし、その中で住環境を整え、帰りたいと思わせなくてはならない。糸魚川駅周辺だけではなく、青海、能生、早川、それぞれ拠点性をもう一回見直して整備すべきではないかと。質疑に対し、井川副市長より、立地適正化計画の中で、居住誘導区域への誘導に補助制度などもあるが、市の財政を考えると、思い切った投資ができない状況がある中、斬新な政策も考えながら居住者の誘導に努めていきたいと答弁がありました。

委員より、新幹線の駅前でお店を開いていただくことが、まちのにぎわいにつながり、糸魚川の顔たる中心市街地がにぎわっていくような状況を目指してほしいが、いかがかと。質疑に対し、井川副市長より、駅南と駅北の一部で液状化の状況があり、そういう状況を持たれるのも困るので、その部分はしっかりと調査し、政策などの情報もしっかり公開しながら施策を進めていきたいと思っていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見がありました。報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、去る4月25日と6月4日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、4月25日の大糸線の利用促進の取組については、担当課より、3月14日に開催された糸魚川市から松本市までの大糸線沿線エリアの自治体や商工会等で組織する大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の振興部会において協議決定された内容について、説明がありました。

委員より、糸魚川駅に停車する全ての新幹線の大糸線への接続検討ということで臨時バスの増便とあるが、全国では利用客が少ない鉄道をバス路線に転換していくということが行われているが、この取組で、もしバスの利用が多いということになれば、鉄道ではなくバス路線への転換ということも視野に入れてこれを実施するののかとの質疑に、担当より、今回の実施は、プロモーション事業を展開した上でお客様の利便性を図るということで、新幹線から大糸線への接続がない便を、接続がある形にするためにバスを増便するというものである。JRの切符でこのバスに乗りいただける。また、バスに乗り切れないお客様が来た場合、やっぱりバスでは駄目なんじゃないかという逆提案ができるものと考えていると答弁がありました。

委員より、二次交通の整備について、糸魚川市におけるレンタカーの不足、電動アシストタイプのレンタサイクルの充実についての計画はあるのかとの質疑に、担当より、二次交通の整備については、大糸線沿線の各自治体でそれぞれ取り組んでいる。本市においては、新潟県の協力により、広域移動調査ということで、新幹線で糸魚川駅に降りられた方が、その後どのような移動をしていくのかという携帯の移動情報を得ることで、今後のレンタサイクル等の強化を考えている。また、レンタサイクルにGPSロガーをつけて、自転車に乗ってどう移動していくのかという情報を取り、今後に必要な手だてを講じていきたいと考えていると答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、能登半島地震関連については、担当課より、国土交通省における糸魚川地域の地盤災害調査報告について、説明がありました。

委員より、この調査報告によると、京ヶ峰地区は地滑りで崩れたということではなく、盛土した

部分が崩れたという結果でよいかとの質疑に、担当より、この調査は、既存の資料を基に調査をまとめたものである。その結果からいうと、擁壁が崩れた原因は、強い振動の揺れによって抜け落ちたり崩れたりしたことが想定され、盛土の土が全体的に滑って動いたという想定は、現地を調査した結果からも見られなかったという結果になっていると答弁がありました。

委員より、駅南・駅北地区の調査報告を見ると、一番に液状化の可能性があると考えられるとの結果になっているが、たまたま数件が液状化になってしまったのか、なるべくしてなったのか、これについてどう考えているかとの質疑に、担当より、有識者の意見として、中央地区は全体的に液状化しやすい状況であった。この周辺の層によっては、部分的に緩い層、砂質土があり、被災してしまっただのではないかと。また、液状化は起きているが、土の中で発生しなかった場所があったり、液状化が実際に表に出てくるのは、その宅地の土の盛り方であったり、家屋の重さであったり、そういったものも関係しているのではないかとという意見があったと答弁がありました。

委員より、駅南地区は、大雨が降ったら水のつきやすいところだということが、資料から理解できた。この地区の住民は、同じような地震があれば、また被災するんじゃないかという心配を一番にされていると思うが、それについてどう考えているのかとの質疑に、担当より、確かに液状化は再発する。また、今回被災しなかったところについても、次回被災しないとは限らない。中央地区の三反田は軟弱な地盤という認識はあったが、今回の資料から、部分的に砂質土があり、砂、揺れ、水、この3つが作用して被災した。今回は被災しなかったが、次に液状化した場合にどうするか。個別の家ごとの対応が好ましいか、面的な対応したらいいのかというのは、今後の調査で検討したい。また、新築される方に関しては、これも調査をしっかりと、このエリアというのは、そういうリスクがあるということをしかり周知していきたいと答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、6月4日の柵口温泉権現荘の譲渡については、担当課より、資料に沿って説明を受けており、重要な項目について確認をしておきます。

1点目、これまでの経過については、3月20日に権現荘、22日には能生生涯学習センターにおいて住民説明会を開催し、参加者からの主な意見として、応募者が1者ということで足元を見られているのではないかと。早く宿泊事業を再開してほしい。10年間継続ということだが、途中で経営できなくなったときはどうするのかといった意見があったということでもあります。

また、5月23日には、優先交渉者である一般社団法人アッサンの関連会社である日成産業株式会社の代表と市長が面談し、権現荘の運営に伴う支援金の再確認等を行ったとありました。

2点目、財政支援の要望については、相手方からの要望3点については変更はありませんでしたが、市の財政支援については、1点目の設備投資・修繕費は9,000万円の財政支援を予定し、2点目の日帰り温泉の10年間継続に伴う光熱費の一部負担金及び3点目の固定資産税の5年間免除については既存の支援制度により対応し、今回に特化した支援はしないことで相手方と合意できたとありました。これによって、6月補正の要求額は、設備投資・修繕費の財政支援として9,000万円の補正予算を6月議会定例会に計上したいとありました。

3点目、企業調査の状況については、優先交渉者である一般社団法人アッサン、関連企業として日成産業株式会社、M・かもい岳株式会社の3つの企業について、複数の調査会社に調査を依頼し、内容を確認した結果、交渉者として妥当であると判断したとありました。

調査した内容につきましては、調査会社との契約上、詳細はお伝えできないが、調査結果及び面談する中で、経営能力や資金状況を確認し、判断したとありました。

4点目、今後のスケジュール案については、6月市議会定例会で関連議案を提出したいと考えており、提出議案は、糸魚川市温泉施設権現荘条例の廃止議案、財産の譲与に関する議案、補正予算に係る議案を予定し、財産支援等の条件について、相手との協議が調った内容について、今後、6月前半までに合意書を締結し、議会で承認後、7月上旬に仮契約を締結したいとあり、あわせて、農林水産省への補助金返還に関する申請を行い、協議終了後に本契約を締結する予定としていると説明がありました。

委員会における主な質疑では、委員より、財政支援の要望について、当初7,300万円だったが、9,000万円ということになった要因は何かとの質疑に、担当より、現状の施設で不備があるところを再計算した7,357万4,000円以外に、相手方から今回提案された改修のうち、外壁と屋根の改修費を合計すると1億1,000万円を超える金額になる。これらの金額を一般的な行政単価から民間単価等で試算した場合に9,000万円ということになると答弁がありました。

委員より、補助金や交付金について返還の必要がないということだが、実際に、譲渡して一、二年で経営が駄目になった場合も返還の必要がないのかとの質疑に、担当より、財政支援等の条件についての合意書というものがある。万が一、そのようなことがあれば、譲渡先で対応するような合意書を結びたいと考えていると答弁がありました。

委員より、市の財政支援について、既存の支援制度により対応とあるが、この制度はどのような制度かとの質疑に、担当より、一つは、お一人が入浴されると410円が市から補填される高齢者いこいの家という制度、もう一つは、企業誘致等で現在ある固定資産税免除の制度であり、今回、相手方の要望としては、固定資産税の5年間免除であったが、既存の制度で対応し、それ以上のものは今回認めていないと答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

今、市が交渉している北海道の会社ですが、それぞれ何社かのグループ会社というふうなことのようですが、北海道の会社ですので糸魚川市は、ちょうど日本列島の真ん中頃の地形上、そこにありますんでなかなか分かりにくいんでないかなというふうに思いますけど、雪が降ると、北海道で雪が降るといふのと糸魚川市で雪が降るといふのでは、大分感覚が違いますので、そういう点も含めて、権現荘を引き継いで、今構想されている、その会社が構想されているようないろんな展開が、そのとおりにできるのかという点。

それからもう一つ、財政的に、私ども議会、議員のほうに、その会社の経営状況なり財政状況と



いうのは知らされていないわけですね。我々は知らないわけなんです、後で、この会社は、当初説明していたような、そんな健全な経営になっていなかったんだと、実態はというふうなことはないですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

初めの権現荘を引き継いで、そのとおりできるのか。また、その後の事業展開のことは大丈夫なのかというご質問かと思えます。それについては、委員会の中では、譲渡された後の展開についてまでの質疑というものはございませんでした。

それと、財政的に、議会側にこの会社の経営状況の詳細な説明がないという点でございますが、今回の調査会社への依頼した内容というものは、その会社の何ていうのかな、守秘義務的なもの、要は、糸魚川市と契約して、糸魚川市に対しては詳細な説明をできるんですけども、それを公開するということにはなっていないということでありまして、私もちょっと確認したところ、もし市議会ですらでも知りたいというふうになると、予算化をして、その企業会社に依頼する形で、糸魚川市議会として調査を申し入れて、調査結果をもらおうと。ただ、それも結局その公開できないという、何ていうか条件付の形になるそうで、糸魚川市としては、その詳細についての内容報告はできないけども、糸魚川市として受けた内容で妥当であるという結論に至ったという報告が、今回の委員会の中での全てであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

私が心配するのは、行政側の判断、行政側といいますか行政体の判断が、果たして大丈夫なのかということですね。グループ会社の経営状況も、中身が分からない。そういう状況の中で、前にも議会の中でさんざん議論になりましたけども、権現荘を改修するというときに、大分議論したわけですよ、これは本当にこの先大丈夫なのかと。で、大丈夫ですと言って、やったわけですね。

ところが、そうはならなかったわけです。行政の判断が正しいというふうには言えない中で、じゃあその経営状況がどういうふうになっているのかというのが、保障されるものがない、我々にとってですね。そういう中で判断できるのかというのが、一つあります。そういうやり取りというのは、されたものなんですか、その委員会の中で。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

市の判断が大丈夫かという議論も、特段、委員会の中ではありませんでした。

ただ、今回のこの譲渡に至るまでの経過ということでは、やっぱり今、新保議員がご指摘のとおり、権現荘の経営であるだとか、第三セクターの会社に委ねたけども、その結果が思わしくなかったという、また、議会からのいろんな追求・評価等がございまして、それを受けて、今回、糸魚川市は譲渡に至ったという経過を考えますと、市民、議会側からの指摘を受けた対応かというふうな認識で議論していますので、そういう、そこまでの、その会社の大丈夫かという部分については、特段、委員会ではなく、その調査会社の判断に委ねているというふうに委員会としては受け止めております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

委員長の報告は了解しましたけども、それによって、市のほうの対応というものが適正なものであるかどうかというのは、ちょっと分からんで終わったというふうに捉えさせていただきます。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

委員長、やっぱりこの権現荘の譲渡問題につきましましては、長年、権現荘問題等に関しましては、合併と同時にずっと論議してきた経過もあります。だけど、今の委員長報告並びに委員会の皆さんの審議を聞いてると、本当にその会社は大丈夫なんですかと、まず、市民とすれば、素朴な感じですよ。県内とか市内だったらいろんな情報が入ってきますよ。

ただ、新保議員ご指摘のように、遠く離れた海の向こうの北海道の会社であるということになってくると、じゃあその信憑性というのはどう求めるのかってことなんです。

行政は行政独自で調べましたんで、調べたところ大丈夫だという結果になりました。その結果の内容につきまして教えてくださいと。いや、これはやっぱり情報の漏えいにつながりますので公開できませんという話になる。でもさ、議会としては、誰を信じて、今度は指定管理者じゃなくて譲渡ですよ。それも無償譲渡の話が、いつの間にか9,000万円になってきたけど、これは一般質問で私やりますけどね。でも委員会としましても、指定管理者じゃない、駄目になったら市に返すって話じゃないんですよ。譲渡ですから、駄目になったら、じゃあどっかに売ろうとか、ほかの全然温泉とは関係ないことをしようかとやったって、そういう契約条件になってなかったら、もう勝手にできるんですよ。譲渡というのは、それだけ重たいんですね。やっぱり、じゃあ相手方を確認することがね、議会としては誰もできない。じゃあ行政が全部責任取るんですかって話になってくる。

でき、この権現荘問題に関しては、過去何回も議会が駄目ですよ、慎重にやってくださいということ全部、何ていうか裏目に入って、市長決断によって、特命随意契約で指定管理をやったり何だり、全部市長の独断で全部ここまでできましたのでね。最後の最後になって、無償譲渡って話が有償譲渡になって、9,000万円つけて相手に渡すなんて。あのさ、最初の企業の募集要項にもそれは入ってないですよ。勝手に内容を変えて、もう後は私を信用して、議会の皆さんお願いしましゅって、信用できないっていうんですよ。

今はね、終わったことの委員長報告ですけど、今回は、議案として建設産業常任委員会の中に審査が付託されると思うんでね、委員長並びに各委員の皆さんは、やっぱりそういう観点に立って、いいかい、今回契約を認めてしまう議案を通してしまったら、その後、議会に対する報告も、議会からのいろんなことも、忠告も、そこは入らない一般企業になってしまうんだよ。だから、そういう条件がどうなっているのかを委員会として十分検討してほしい。権利の問題と契約の問題なので、後になって、しまったと言ったって駄目ですからね。ましてや、多分法人と行政との契約事項でございますから、民間の人間みたいにクーリングオフみたいな効かないと思うんですよ。後から気づいても、後の祭りになってきます。

だから、何で9月、去年の9月に結論を出す話が、この6月ぐらいまで引っ張ってきたのかって、その経過だってすごく疑問ですよ。それらも考えて、やっぱり簡単にほかの議案、ほかの議案を軽んじてるわけじゃないんですけど、やっぱり重く考えて、これはやっぱり委員会としてもね、ある程度、委員長、経費使ってもね、その会社は大丈夫だという確証を、やっぱり使ってほしいと思うんですよ。市民じゃなくて議会が納得すればそれでいいんだというやり方は、やっぱりおかしいじゃないですか、市長派がもう多数を占めてるこの議会の中で。議会のほうが意見調整できちゃう。下回しも全部できるでしょう。でも不安がってるのは、やっぱり4万、糸魚川市民のほうですから、その方々にも納得できるようなことをやっぱりやるべきです。我々議員は市民代表ですので、やはり市民が納得することを最優先に考えていただきたい。

保坂委員長につきましてはね、もう長年この権現荘問題ずっとやってきましたんで、私は信用してますんでね、信頼してますんで、ぜひ市民からも信頼できるような審査内容をやっぱりしていただきたい。

保坂委員長、これは要望だけで終わりますが、これから始まりますけどね、次の建設産業常任委員会は、一つ気合いを入れて頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の3月21日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、能生保健センターについてであります。

3月1日の市民厚生常任委員会での糸魚川市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についての審査において、能生保健センターの耐震基準に係る経過等について一部説明できなかったことから、改めて調査を行ったものであります。

担当課より、能生保健センターは、鉄筋コンクリート造りの3階建て、延べ床面積1,014平米、事業費は約1億6,800万円の施設であり、昭和61年3月の竣工後、昭和62年頃までの間に2回、事務室と保健相談室の壁の一部を撤去して、保健センターとして使用してきた。平成27年度に入り、地域活動支援センターを能生保健センターへ移転させる検討を行う際に、平成28年の耐震診断で耐震性能が不足していることが判明し、平成28年度から現在に至るまで、物置的な倉庫として利用してきた。耐震補強した場合の費用については、概算で7,100万円である。今後の方針については、耐震基準を満たす1階は車庫としての利用を継続、2、3階の保管物品は別施設へ移転したいと考えており、前回の委員会で指摘された防災備蓄品は既に移転したという説明に、委員より、建物は避難施設として使用可能かとの質疑に、担当より、耐震基準を満たしていないことから、避難施設としては使用できないと考えている。近くの能生生涯学習センター、あるいは能生小学校への避難の指示をしていきたいという答弁でした。

今後の建物の在り方についての質疑では、井川副市長より、耐震補強した場合には、概算で7,100万円ほどかかり、これから耐震補強して、また長く使っていくよりは、浸水想定もあることから、現状の考え方としては、施設を除却して、その用地を別の用途に利用したほうがいいのではないかと考えている。ただし、除却するだけでは財源的な確保が難しいので、例えば備蓄倉庫として活用ができるのであれば、そういった検討もしてみたいと答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

暫時休憩いたします。

再開を15分といたします。

〈午前11時09分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第44号から同第48号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第44号から同第48号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第44号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、個人住民税の定額減税の特例の追加、土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長であります。

議案第45号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。改正点は、議案第44号の固定資産税と同様、土地に係る負担調整措置等の延長であります。

議案第46号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、改正点は、課税限度額の引上げであります。

議案第47号は、介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、改正点は、令和6年能登半島地震の影響により、居住する住宅等に被害を受けた方に対して、国が示す基準に沿って、介護保険料の減免規定を追加するものであります。

議案第48号は、令和5年度一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告でありまして、歳

入歳出それぞれ5億6,734万4,000円を追加いたしております。これは決算を見込む中で、所要の整理を、調整を行うものであります。

歳出の主なものは、2款総務費、一般管理費、職員人件費と基金積立金の追加、8款土木費、道路除排雪事業では、除排雪委託料の減額、11款災害復旧費では、単独学校施設災害復旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、所定の特定財源として市債を充当したほか、所要の一般財源として地方交付税前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

議案第44号から第47号までの資料に基づき、税制改正等に伴う関係条例の一部改正の市民課関係について、ご説明申し上げます。

令和6年度の税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律等が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係する条例の一部改正について、同年3月31日付で、専決処分を行ったものでございます。

（1）糸魚川市市税条例の一部を改正する条例につきまして、主な改正点を申し上げます。

市民税関係では3点あり、1つ目が、災害等における減免申請期限の特例、2つ目が、個人市民税における令和6年能登半島地震で被災した住宅火災等の損失金額を令和5年分所得の雑損控除の適用対象とする特例、3つ目が、定額減税の特例（個人市民税の特別控除）であります。

定額減税の特別控除の対象者は、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下で、かつ令和6年度の個人市民税所得割が課税されている方であります。

特別控除の額につきましては、表のとおり納税義務者本人は1万円、また、控除対象配偶者、扶養親族のいずれも1人につき1万円であります。1万円の控除の内訳は、市民税が6,000円、県民税が4,000円となります。

なお、定額減税による個人市民税の減収額は、全額国費で補填されます。

特別控除の方法につきましては、給与からの特別控除の場合、納付書または口座振替で納税いただく普通徴収の場合、公的年金からの特別徴収の場合の3パターンがございまして、それぞれ控除の方法は、表のとおりでございます。

固定資産税関係では、災害等における減免申請期限の特例、土地に係る負担調整措置等の継続に伴う適用期間の3年間延長、新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の申告見直しであります。

裏面をご覧ください。

(2) 糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、固定資産税と同様、土地に係る負担調整措置等の継続に伴う適用期間の3年間延長であります。

(3) 糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円の引上げと、災害等における減免申請期間の特例であります。

市民課関係は、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山岸福祉事務所長。〔福祉事務所長 山岸千奈美君登壇〕

○福祉事務所長（山岸千奈美君）

おはようございます。

続きまして、福祉事務所関係について、資料に基づき説明いたします。

議案第47号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど市長からの説明のとおりでございますが、能登半島地震の影響により被害を受けた被保険者に係る介護保険料の減免規定を追加するものであります。

その減免対象につきましては、住宅の損害、主たる生計維持者の死亡、行方不明、または収入減少などとしております。

説明は、以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又財政課長。〔財政課長 猪又悦朗君登壇〕

○財政課長（猪又悦朗君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第48号の主な内容をご説明させていただきます。

議案第48号は、令和5年度一般会計補正予算（第11号）の専決処分でありまして、令和5年度一般会計予算の最終調整を行う補正でございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の14、15ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の1、一般管理費、職員人件費につきましては、3月末までに退職した職員の退職手当9人分を追加するものであります。

3目財産管理費の26、基金積立金につきましては、決算見込みによる余剰金の一部を財政調整基金、減債基金、ふるさと就職修学支援基金へ積立てを行い、今後の財政運営に備えたいものであります。

8款2項2目道路除排雪費の1、道路除排雪事業は、小雪により不要となった除排雪委託料を減額する整理補正であります。

11款4項1目学校施設災害復旧費の1、単独学校施設災害復旧事業は、能登半島地震による被災対応として、令和5年度第7号補正にて、施設修繕料、調査委託料を計上し、応急修繕、被害調

査等を実施してきたところでありますが、災害査定に向けて、実施設計委託料を増額するものであります。

次に、歳入について、ご説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。

所要の一般財源として、11款地方交付税及び20款繰越金を計上しております。

22款市債は、単独学校施設災害復旧事業の補正に伴い、財源充当するものであります。

歳入の説明は、以上でございます。

次に、6、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおりで、起債の5事業の繰越明許費の追加と、3事業の繰越額の変更でございます。

第3表地方債の補正につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました単独学校施設災害復旧事業の財源として追加するものであります。

説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第45号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第47号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7．議案第49号及び同第50号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第49号及び同第50号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第49号は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の番号法の改正により、個人番号カードと健康保険証の一体化への対応や独自利用事務の追加等を行いたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第50号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定についてでありまして、国の基準改正に伴い、家庭的保育事業の保育士などの配置基準等を見直したいため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第51号から同第54号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第51号から同第54号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第51号、温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について、及び議案第52号、財産の譲与については、民間事業者の創意工夫を最大限に生かし、柵口温泉権現荘を活用した地域活性化の推進を図るため、一般社団法人アッサンに譲与することとし、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第53号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、除雪作業の効率化を図るため、ロータリー除雪車11トン級マルチプラウ付1台を購入いたしたいものであります。

契約金額は、4,004万円で、契約の相手方は、株式会社中央自動車であります。

議案第54号は、契約の締結についてでありまして、まがたま跨線橋補修工事の委託契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、5億1,546万8,710円で、契約の相手方は、えちごトキめき鉄道株式会社であります。

以上であります、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 議案第 55 号から同第 57 号まで及び同第 59 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 9、議案第 55 号から同第 57 号まで及び同第 59 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 55 号は、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行のための手数料を徴収するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 56 号は、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置基準を見直したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 57 号は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでありまして、国の番号法の改正により、被保険者証などが廃止されることに伴い、規約を変更いたしたいものであります。

議案第 59 号は、令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 1,260 万円を追加いたしましたものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 10. 議案第 58 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第58号は、令和6年度一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ10億6,180万6,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、定額減税補足給付事業（物価高騰対策）、鉄道利用促進事業の追加、3款民生費では、駅北子育て支援複合施設整備事業の追加、4款衛生費では、がん患者等医療用補正具購入費助成事業の追加、7款商工費では、権現荘支援事業の追加、8款土木費では、道路修繕事業、土砂災害緊急事業、住宅店舗リフォーム支援事業（物価高騰対策）の追加、9款消防費では、消防団サポート事業の追加、10款教育費では、小学校キャリア教育推進事業の追加、11款災害復旧費では、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業のほか、災害復旧4事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、基金繰入金、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、本案につきましては、分割付託になっていると思いますので、自分の所管の分を除いたところでちょっと気になる点が1点ありますので、質問をさせていただきたいと思います。

歳出のページ、16、17ページの中における事業ナンバー11の鉄道利用促進事業の経費内訳のほうに入っていくんですけど、これは一体なんですか、ちょっと説明してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

内山都市政策課長。〔都市政策課長 内山俊洋君登壇〕

○都市政策課長（内山俊洋君）

お答えいたします。

鉄道利用促進事業の大糸線利用促進期成同盟会負担金につきましては、大糸線の本格的な利用促進、プロモーションを図るということで、同盟会の負担金として100万円、それから大糸線の活性化協議会負担金300万円につきましては、大糸線の臨時増便バスの負担金として300万円を計上させていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

大糸線の活性化協議会負担金で300万円、これは特に白馬行きのバスのことだと思うんですけどね。これさあ、もう走ってますよね。これ何でも先に、いわゆる見切り発車してるんですか。これは、議案には関係なく、いってこと、専決処分じゃなくて補正予算で上がってきてるよね。これは一体どういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

内山都市政策課長。〔都市政策課長 内山俊洋君登壇〕

○都市政策課長（内山俊洋君）

お答えします。

大糸線の臨時増便バスにつきましては、市の負担金が300万円ということで、今回6月の議会に上程させていただいておりますけども、この係る経費につきましては、新潟、長野両県、それからJRも負担をして、取り組んでいるものでございます。

市町村の負担金の部分につきましては、沿線の市町村全て6月議会ということになっておりまして、6月1日から見切りでということではありますけども、JRの負担金ですとか、両県の負担金、それを充てまして、6月1日から実施をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これは、これから審査されることだと思いますけどね。予算がさあ、予算が成立する前に予算執行するということは考えられません。

それから、本事業につきましては、何だろう、開通時の中でも同様の事業をやってるんですよ。やっぱりその辺も非常に厳しい結果になって終わってるわけだ。それを1年間やった結果を踏まえて、よくこの計画出してきたなと思うんだけど、私、駅のそばなんで毎日見えますけど、ほとんど人乗ってないですね。これは逆に委員会のほうでもちょっと心配の声が出てきたけど、それだけやっても誰も利用しないと逆に取られてしまうんじゃないかと。大糸線は残してほしいと思いますよ。

だから、その辺の形づくり。

それからもう一つ言っとくけどね、やっぱりそのバスが走ってるということをみんな知らないです。何だろう、利用する人が少ないけど、それを知ってる人も少ない。基本的にはさ、敦賀延伸までの新幹線で西からの玄関口、西からのお客さん呼び込もうという動きで始まっているんだよね。それはそれでいいんだけど、基本的にだよ、いわゆる沿線バスを動かしたところで、糸魚川で待ち時間がなくなった分、糸魚川の滞在時間が少なくなるんだよね。だから、糸魚川に呼び込む施策とは言えないですね、これは。

それから、沿線協議会と言いましたよね。沿線協議会ってさ、ずっと継続的にやってる団体なんだよね。その割に何で補正なの。敦賀延伸で、やっぱり誘客を図りたいというなら、ちゃんと当初予算に乗っけて、あのね、新幹線延伸だって突然決まったわけじゃないんですよ。何年も陳情やって、ようやくたどり着いて、そのときにみんなでお祝いしてあげようと、沿線自治体の中としてもやればいい。さらに糸魚川にぜひ来てくださいと。糸魚川でも食べる場所とか泊まる場所、たくさんありますよねと、なるはず。今回、五十嵐部長はもうこれに携わってきたんだと思うけど、この内容だと糸魚川が、糸魚川にプラスに働く要素がないんですよ。これも3回目なんでね、本当は論議交わしたいとこだったんですけどね。この後は建設産業委員会に委託するしかないと思うんだけど。

もっと先を見てさ、観光もそうだけど、もう糸魚川の中において、やっぱり外から呼び込んでくる。呼び込んで、来たお客さんに対して、何を提供するのか。そりゃヒスイ探しもいいんだけど、あの辺、車で来て、石拾って、そのまま帰っちゃうんだよね。結局、糸魚川には何もメリットがない状態での中のPRなの。

何回も言うけどさ、観光というものは産業であってね、その産業は、やっぱり少しの収益性を取らないと意味が全くない。このバスについてだって、新幹線利用客は無料で乗れるんでしょう。無料でしょう、無料じゃないの。新幹線のJRの切符を持てれば無料じゃないの、無料ですよ。無料だろう。無料だと思うんだけど、まあいいや。その辺は、委員会の中でも十分やってください。無料でないとしたらいいんだけどね。無料という話もありますからさ。これやっぱり考えてやっていただきたい。無料バスなんか走らせたなら、それこそ普通の糸魚川線も、ただにしろって話になる。

やっぱり公共交通を巡るいろんな動きというものはね、列車だけではなくて、通常の運行するバスだとかタクシーに至るまで、非常に今、危機的状態であります。だから、一方の経費をただにしてしまうと、ほかのところもただになる。例えば押上駅から糸魚川高校までの、それもJRを使えば、ただになるんでしょう。そういうことをしてしまうと、経営というものはさ、やっぱりただじゃ駄目なんですよ、お試し期間は3日ぐらいあったっていいかもしれないけど。その全体の経営をやっぱり真剣に考えてやるべき、その場しのぎだとか場当たりのとか、それやっちゃ駄目。そうではありませんと言うなら、何で補正予算で、今思いつきのように出してきたんですかですね。しかも、だ。議案が通る前に見切り発車させてる。これは、ゆゆしき問題だと思いますよ。本来なら、この場で議会運営委員会ものですよ。議会運営委員会を開いてください。このやり方が正しいんですかということになる。予算執行前に、予算を執行してはいけません。そのための議会です。その点は厳しく対処を願うものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐部長。〔産業部長 五十嵐博文君登壇〕

○産業部長（五十嵐博文君）

たくさん質問いただきましたので、ちょっと順番は違うかもしれませんが、お答えいたします。

まず、予算、春から当初予算にないままやっているのは、ゆゆしきことだと。私どもも、新幹線の開業の日取りは決まっているので、当然、できれば3月の14日からやるべきだということを議論していました。

ただ、なかなかこのスキームが決まってくるところまで、両県とJRの協議というのがなかなか進まないで、沿線、これに関わる自治体が、全て当初予算に計上するタイミングを失っておりまして、その間は、今、両県とJRのほうで責任を持って運行すると。各市町村が、予算が認められれば、ここに充てがって行くというような、そういう、仕事は先走ってますけど、予算については、お認めいただければ、そこにつき込むというようなことを確認してやる事業でございます。

あと、同様な事例、信越線の場合もございます。バス転換にして、バスが1年後に廃止されて、その間の公共交通の空白地帯になったということも、十分私どもは、事例として承知しています。

ただ、これくらいを本当にやらないと、今ここで大糸線、こういう沿線の状態ですとか、今のこの状態後、いろんな提案をしてもJRのほうは、コストをかける状況というのはなかなか応じてくれんということになりますと、前段、都市政策課長が申しましたように、利用促進のプロモーション事業、これまだ中身が、夏休みぐらいに本格的に運用するんですけど、それまでの間、できる増便バスというのをやるということで、プロモーション事業で呼び込む仕事と、来ていただいた方の利便性を高めるということを併せてやると。逆に、これをもうやる、やらないで何をやるかというような議論を重ねたものでございます。

あと、この制度が周知されていない。これは逆に、ゆゆしきことでございます。こうやって質問に取り上げていただけたらとる自体で、これが周知の一端になるんじゃないかと思って、逆に感謝申し上げます。

これは、周知は力を入れてまいりますけど、料金に関しては無料ではございません。JRの切符、JR料金で乗れるバスということで、JRの切符を持っていれば、バスを列車感覚で乗れるというものでございます。

糸魚川にメリットが少ない。これは、西からのお客様がそのまま通っていけば、そのとおりですけど、違う議員の一般質問にもありましたけど、南から来る、今度乗ってくるお客さんに、糸魚川で滞在していただくとか、どこの市町村も、自分とこだけ自分とこだけというふうに頑張ればいいんですけど、まずは、路線全体としてこれを盛り上げていこうということで、まずは増便バス、当然、これに関するプロモーション事業の中では、糸魚川がちゃんと石とかヒスイとか使って、目立っていくということが必要かと思っております。

あと、新幹線を使ったら無料ということはないというのは言いましたね。

あと、最後のほうで、押上ー糸魚川間、押上駅に全て接続させる時間、通学バスを接続させたんですが、なかなか天気がいいと皆さん自転車乗られたりとか歩かれたりするんで、今夏休み前までにバスに乗る、少し便利さを味わっていただいて、夏休み以降は料金を取ることにしてるんですけど

ど、高校生の皆さんに少し楽を覚えてもらおうという、ちょっと言い方は悪い、まずいですが、バスの便利さを分かってもらおうということで、今、何も乗っていただけないバスについて、期間を定めた無償ということで、これ逆にPRをしているような状況でございます。

取り留めもない回答ですけど、以上でございます。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分につきましては、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご承知願います。

日程第11．請願第2号から同第4号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、請願第2号から同第4号までを議題といたします。

本定例会において取り扱う請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

請願第2号は総務文教常任委員会に、請願第3号は建設産業常任委員会に付託いたしますが、先ほど古畑議員からご指摘がございました請願第4号につきましては、議会運営委員会が開かれる予定となっておりますが、そこで協議をし、一般質問の最終日に付託委員会をご報告いたしますので、ご了承願います。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午前11時53分 散会〉



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

